政令

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十三号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月十八日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和元年九月十八日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年六月十八日とする。

法務大臣　山下　貴司
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十四号

自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「第九十九条の二第一項」を「第百三十四条の三第一項」に改め、同条第二項中「法第七十六条第二項」を「同条第二項」に改め、「また」を削る。

第百五十一条の二第一項中「第九十九条の二第一項」を「第百三十四条の三第一項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「以下「法」という。」を「昭和二十七年法律第二百三十二号」に改め、「及び第九十九条の二（法第二項の航空機に乗り組んでその運航に従事する者以外の者の行う同条に規定する行為に適用される場合に限る。）の規定」を削る。

附　則

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

棚田地域振興法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

棚田地域振興法の施行期日を定める政令

内閣は、棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

棚田地域振興法の施行期日は、令和元年八月十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

棚田地域振興法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三